

第 号議案

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月 日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十二条」を「―第百五十二条」に、「・第百六十二条」を「―第百六十二条」に改める。

第九十八条第一号中「登録者をいう」の下に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。)」第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第三号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又

は」を加え、「又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第十二条第一号中「通いサービス、」の下に「第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第十一号の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る
 適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能
 型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこ
 の条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八
 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二
 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支
 援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ
 ス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第
 六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを
 受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サー
 ビス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受け
 る障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その
 他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十
 五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第
 百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若し
 くは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生
 活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域
 法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成
 十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により
 自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号及び第四号中「通いサービス、」
 の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練
 （機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十
 一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加
 え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削
 る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。